

## 京都府市町村未来づくり交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、地方分権の時代を迎え、府民に最も身近な市町村との協働関係を更に醸成し、新しい時代にふさわしい自立した市町村の未来づくりを推進していくため、市町村(京都市を除く。以下同じ。)、一部事務組合、広域市町村圏等協議会、京都府市長会又は京都府町村会(以下「市町村等」という。)が実施する事業に要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内において交付金を交付する。

### (交付金の交付対象事業)

第2条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、地方分権時代において、市町村等が住民ニーズを踏まえて、戦略的に又は連携・協力して自立的な地域づくり若しくはまちづくりの推進又は各種緊急課題の解決を図るために、重点的に実施する次に掲げる事業群(同一の重点目標を達成するために実施する事業の集合体をいう。)を構成するものであって、交付金の交付を受けようとする年度に実施するものとする。

#### (1) 戦略性

市町村等が策定した計画及び京都府広域振興局が策定した地域振興計画に沿って実施する創意工夫された事業群

#### (2) 連携・協力

複数の市町村又は京都府と市町村が連携・協力して実施する事業群

(3) 前2号に準じるものであって、当該年度において市町村等が緊急に実施することが必要な事業群

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業には、原則として、次に掲げる事業を含まないものとする。ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

#### (1) 他の補助金等の交付を受ける事業

#### (2) 過疎対策事業債及び辺地対策事業債を財源とする事業

#### (3) 事業の効果が著しく特定の者に帰属する事業

### (交付対象経費)

第3条 交付金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」という。)は、原則として、交付対象事業の実施に要する経費から事業効果が自立した市町村等の未来づくりを推進するために直接資するものではないと認められる経費を除いた額とする。ただし、知事が特に必要と認めたものについては、この限りではない。

( 交付金の額 )

第 4 条 交付金の額は、市町村等の自主性を尊重しつつ、交付対象事業の効果等に応じ算定された交付基礎額（原則として、交付対象経費（特定財源を控除した後の額）の概ね 2 分の 1 を目安とする。）の合計額以内において決定するものとする。

( 事業予定調書の提出及び内示 )

第 5 条 交付金の交付を受けようとする市町村等は、知事が別に定める期日までに事業予定調書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。

2 知事は、事業予定調書を受理したときは、当該事業の内容を審査し、交付金を交付することを適当と認める場合は、交付金の額の内示を行うものとする。

( 交付申請 )

第 6 条 規則第 5 条に規定する申請書（別記第 2 号様式）は、知事が別に定める期日までに交付金の充当に係る事業の計画書を添えて提出しなければならない。

( 流用 )

第 7 条 交付された交付金は、各事業が適切に実施される範囲において、各事業間での流用を行うことができる。ただし、あらかじめ事業内容変更承認申請書（別記第 3 号様式）を提出し、規則第 9 条に規定する知事の承認を受けなければならない。

( 変更の承認申請 )

第 8 条 市町村等は、次に掲げる変更が生じたときは、速やかに事業内容変更承認申請書（別記第 3 号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

( 1 ) 交付金の総額の増減

( 2 ) 本年度事業費の 20 パーセントを超える増減

( 3 ) 交付対象となった施設等の機能に基本的な影響を及ぼすと認められる構造の変更

( 実績報告 )

第 9 条 規則第 13 条に規定する実績報告書（別記第 4 号様式）は、交付金の交付の決定があった年度の翌年度の 4 月 20 日までに、交付金の充当に係る事業の結果報告書を添えて提出しなければならない。

(事後評価及び公表)

第10条 市町村等は、交付金が交付された事業の自己評価を別途定める様式により行い、その結果を別途通知する期限までに知事へ報告しなければならない。

2 知事は、市町村等における交付金の充当状況及びその成果達成状況を公表するものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。

(書類の提出)

第12条 この要綱の規定に基づき市町村等の長が提出する書類は2部とし、一の京都府広域振興局の所管区域を超えて実施される事業を除き、当該市町村等(向日市、長岡京市及び大山崎町を除く。)の主たる事務所の所在地の区域を所管する京都府広域振興局の長に提出するものとする。

(交付金と地方債の適用関係)

第13条 この交付金は、地方債(地方交付税措置のない地方債(京都府市町村未来づくり資金を含む。))を除く。)を事業の財源として充当する場合には、当該地方債を充当した後の市町村等の負担額に対し交付するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年度分の交付金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の交付金から適用する。